

1. 概要

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは、老人福祉法第20条の8に規定される「老人福祉計画」及び介護保険法第117条に規定される「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。保険者である市町村に策定が義務付けられており、津島市における高齢者福祉事業・介護保険事業の政策目標と取り組むべき施策・事業を明らかにし、また事業量や介護サービス量を見込むものです。

「津島市総合計画」及び「津島市地域包括ケアビジョン」のもと、「地域福祉えがおのまち計画」や福祉関連計画との整合性を図るほか、津島市の健康・まちづくり関連計画及び「海部医療圏保健医療計画」との整合性・調和を図り、策定します（図1）。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、3年ごとに見直しが行われ、今年度より第8期計画の策定が始まります（図2）。

現在、国においても、次の第8期計画に向けて議論が行われています。

第7期計画と同様、国の動向、アンケート調査から把握する市民の方のニーズ、高齢者数・認定者数等津島市の現状等を踏まえ、第8期計画を策定していきます。

図1 計画の位置づけ

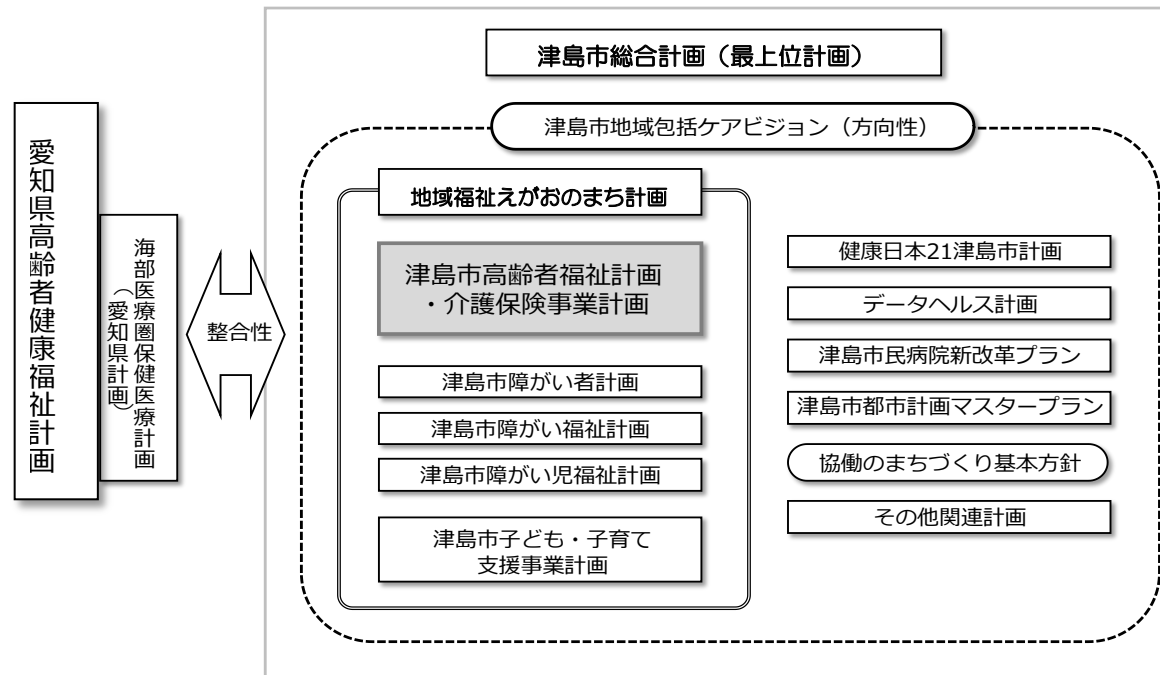
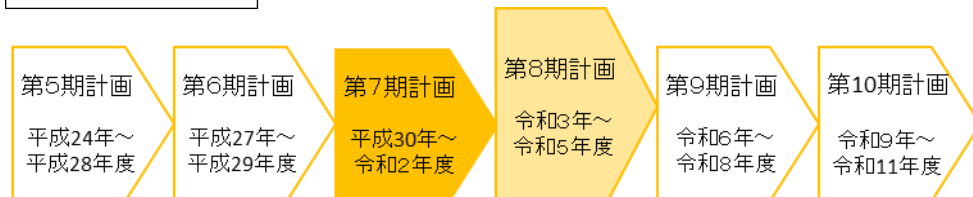


図2 計画年度



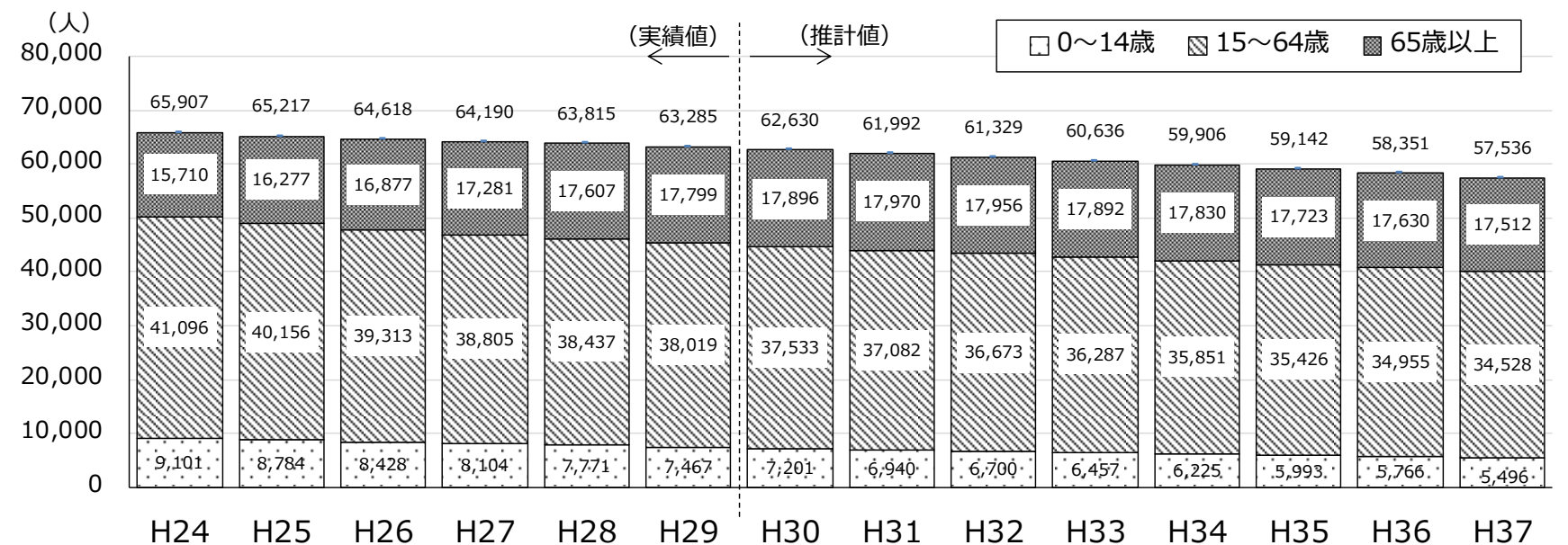
(2) 第7期計画について

津島市の人口は、近年減少していますが、高齢者人口（65歳以上人口）は増加しています。第7期計画策定時に高齢者人口を将来推計したところ、令和元年をピークに減少していきませんが、平成30年以降、75歳以上の高齢者が65～74歳の人口を上回ることが見込まれました（図3）。また、認定者数も、上下に変動しながらも上昇していました（図4）。

また、第7期計画を策定するため、平成28年度に、市民の方のニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

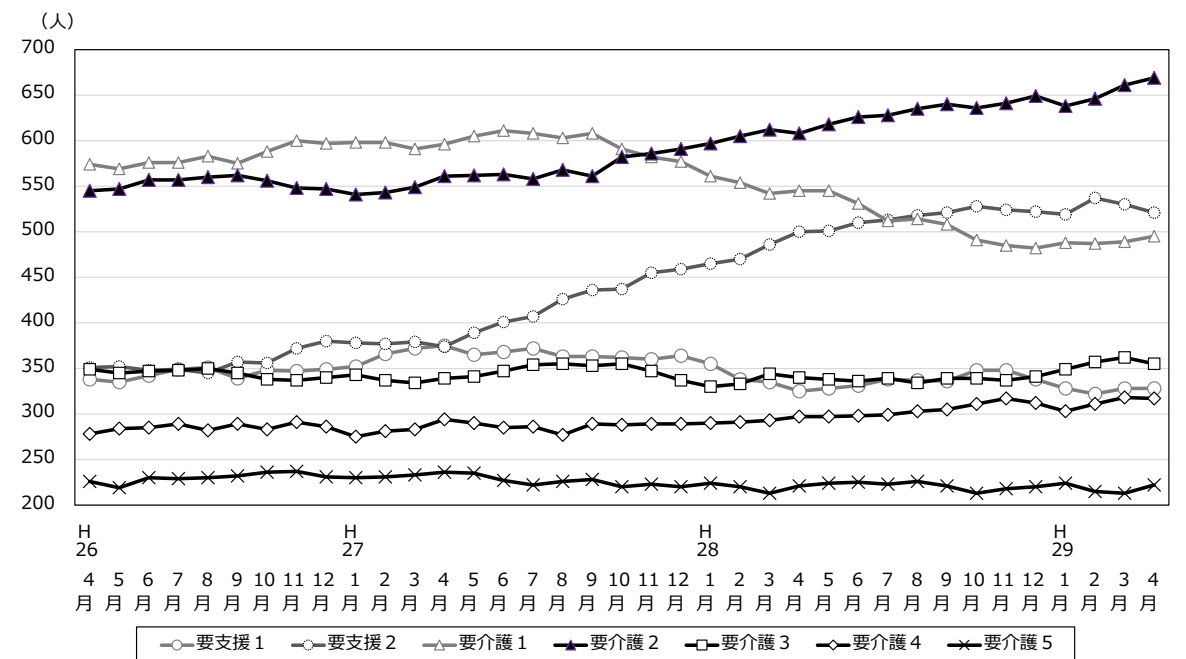
津島市が実施している高齢者福祉事業の課題、高齢者数等津島市の現状、市民の方のニーズ等に基づき、第7期計画を策定しました。第7期計画では、次のような理念・方針を掲げ、それをもとに施策・事業を行っています。

図3 年齢別人口の推移と将来水推



出典：津島市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 P. 5

図4 要介護度別認定者数の推移（平成26年4月～平成29年4月）



出典：津島市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 P. 11

(3) - ① 基本理念

基本理念①	住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できる社会の構築
-------	------------------------------

* 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるように相互の助け合いを大事にしながら、地域全体で高齢者を支える体制をさらに拡充していきます。

基本理念②	健康と予防に向けた暮らしづくり
-------	-----------------

* 地域でいつまでも幸せに暮らし続けるためには、住民一人ひとりが健康づくりの習慣化や予防を実践することが重要です。高齢者の自立を促進し、健康と予防に向けた環境づくりを進めます。

基本理念③	個人の能力を活かし、生きがいある生活の支援
-------	-----------------------

* 健康的な生活習慣の実践とともに、介護や支援が必要になっても、可能な限り自らの能力を活かした生きがいやとりをもった生活を営めるよう支援します。

基本理念④	持続可能な介護保険事業の実現
-------	----------------

* 団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向け、サービスの適切な提供にあたり、利用者の選択を尊重しつつ、中・長期的なビジョンを踏まえ、持続可能な介護保険事業の実現を目指します。

(3) - ② 基本方針

基本方針①	地域包括ケアシステムの充実・強化
-------	------------------

* 高齢者の多様なニーズに応えることができる医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスの充実やサービス間の相互連携を図り、津島市の特徴に応じた「地域包括ケアシステム」の確立を目指します。

* 地域での見守りや支え合いを推進し、高齢者がより安心して生活できる地域づくりを進めます。

基本方針②	「健康寿命の延伸」を目標とした介護予防の推進
-------	------------------------

* 健康への意識を高め、日常生活に密着した効果的な運動や介護の予防を進め、健康寿命を延伸させることにより、充実した生活を送れるような環境づくりを進めます。

基本方針③	生きがいづくりの充実と多様な働き方や社会参加の促進
-------	---------------------------

* 高齢者が自らの経験と知識を活かし、多様な形態の働き方や、スポーツ、趣味などの活動に取り組むことを支援し、積極的に社会へ参加することを促進します。

* 社会参加を通じて人との交流機会を増やし、生きがいを高めていくことを目指します。

基本方針④	介護サービスの運用の効率化、利用の適正化
-------	----------------------

* 持続可能な介護保険事業を実現するために、より効果的・効率的な介護サービスの運用と利用の適正化を図ります。

2. スケジュールについて

第 8 期計画では、下記のスケジュール（図 5）に沿って策定していきます。

図 5 策定スケジュール

	令和元年			令和2年				令和3年		
	10月	11月	12月	1-3月	4-5月	6-7月	8-9月	10-11月	12-1月	2-3月
業務内容	•アンケート調査票設計	•アンケート調査実施	•アンケート回収・入力	•アンケート調査結果の集計・分析	•人口・認定者数等の推計 •骨子案の作成	•計画案の検討・作成	•サービス見込み量の推計・仮設定	•介護保険料の算定 •計画案の修正・協議・調整	•パブリックコメントの実施	•計画の最終検討 •計画書・概要版の最終校正・印刷
専門部会	第1回(10月25日)		第2回(2月頃)		第3回(6月頃)		第4回(9月頃)	第5回(11月頃)		第6回(1月頃)
策定委員会	第1回(11月15日)		第2回(3月24日)		第3回(7月頃)		第4回(10月頃)	第5回(12月頃)		第6回(2月頃)
内容	•アンケート調査項目についての検討		•アンケート調査結果について(報告)		•第7期計画の評価、課題の検討 •第8期計画の骨子案の提示、検討		•計画案の提示、検討	•計画案の承認 •サービス見込み量の提示、検討 •介護保険料の提示、検討		•計画案に対するパブリックコメント結果について(報告) •計画の承認

3. アンケート調査について

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に市民の方のニーズや介護保険事業者の意向を反映させるため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、事業者向けアンケートの3種類のアンケート調査を実施します。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査については、国からの指針をもとに作成し、そこから津島市の施策等に応じ、独自項目を追加しています。事業者向けアンケートは、津島市独自の調査です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定するために、要介護認定を受けていない高齢者を対象に実施します。

在宅介護実態調査について、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するため、要介護認定を受け、在宅で生活している高齢者を対象に実施します。

事業者向けアンケートでは、介護保険施設の新規（増床含む）整備意向や、事業所運営についての課題等を把握するため、市内に事業所があり、介護サービスを提供する法人に対して実施します。